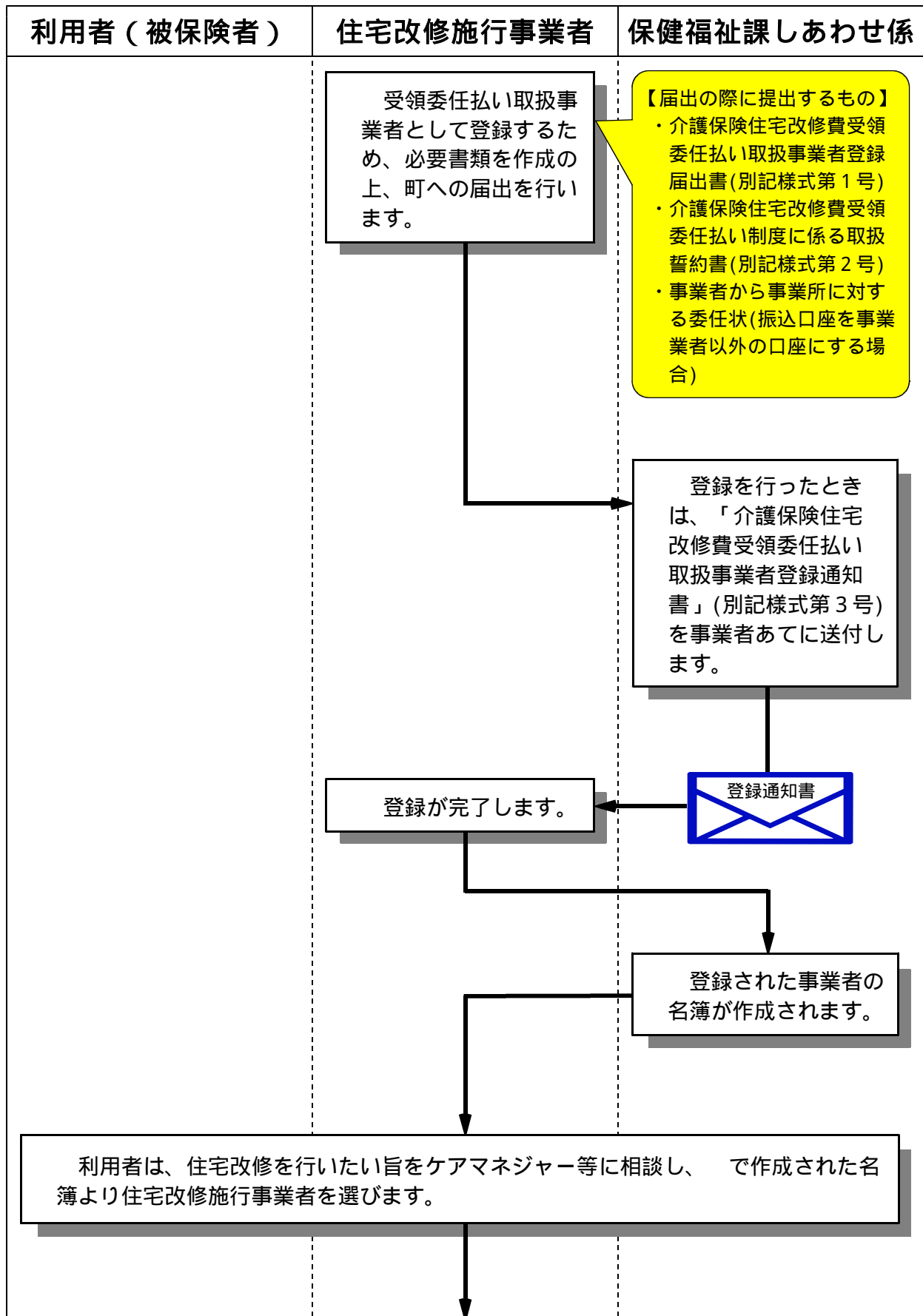


住宅改修費支給までの流れ (受領委任払い制度を利用した場合)



利用者又は委任を受けた事業者は、苫前町役場保健福祉課しあわせ係まで、必要書類を揃えて事前申請を行います。

【工事前に提出するもの】

- ・ 申請書
- ・ 見積書
- ・ 住宅改修が必要な理由書
- ・ 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの
- ・ 所有者の承諾書(借家の場合)
- ・ 介護保険住宅改修費受領委任払いに係る委任状(別記様式第7号)

申請された書類を審査し、介護保険住宅改修に係る承認(不承認)の決定通知を利用者あてに発送します。

承認の通知

利用者は、改修費用(1割)を支払い、工事業者より1割分についての領収書の発行を受けます。

住宅改修施工
完了

【工事後に提出するもの】

- ・ 1割分の領収書
- ・ 工事内訳書
- ・ 工事施行後の写真

利用者又は委任を受けた事業者は、苫前町役場保健福祉課しあわせ係に、工事後に提出すべき書類を提出します。

提出された書類を審査し、「居宅介護サービス費等支給(不支給)決定通知書」を利用者あてに発送します。
また、事業者には受領委任払いのお知らせ(別記様式第8号)を送付します。

決定通知

お知らせ

お知らせが送られた後、指定した口座に住宅改修費が振り込まれます。

事業者は、住宅改修費が振り込まれたことを確認したら、利用者の名義で9割分の領収書を発行し、苫前町役場保健福祉課しあわせ係へ提出します。